**平成２２年（フ）第６５４号**
大阪府東大阪市東山町６番１号　リリーフ明日香新石切306号
債務者　髙橋　勝彦
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６５８号**
大阪府八尾市高安町南４丁目８番地の９
債務者　大橋　憲治
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８４０号**
堺市西区鳳東町２丁211　シティハイツタガワ202号室、住民票上の住所大阪府貝塚市名越476番地
債務者　鈴木　　利
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１８２９号**
大阪府大阪狭山市金剛１丁目12番２号
債務者　村瀬　真紀（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１８４４号**
堺市中区上之267番地２
債務者　豊西　岩夫
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１８９２号**
大阪府羽曳野市誉田３丁目22番17号
債務者　西浦　　明
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１９２２号**
堺市中区福田858番地２　メゾンリーダー207号、前住所堺市中区東山469番地５
債務者　赤松正太郎
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２３号**
岡山県井原市芳井町花滝1867番地
債務者　尾﨑　徹也
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第３２号**
岡山県倉敷市笹沖220番地３　パレーシャル足高105号
債務者　中村　秀清
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第８２９号**
盛岡市東仙北１丁目１番34―308号、申立時の住所岩手県下閉伊郡川井村大字川井第２地割82番地１
債務者　古舘　優子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第８５６号**
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山454番地９
債務者　壽　　和利
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第８５７号**
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山454番地９
債務者　壽　由美子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第８６７号**
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢222番地546
債務者　佐藤　明典
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第１１号**
盛岡市本町通１丁目６番６号
債務者　村上　良質
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第３９号**
岩手県岩手郡雫石町長山麓台久保１番地３　雇用促進住宅１号棟402
債務者　下田ミチ子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第４８号**
盛岡市向中野字八日市場８番地１　ローズモアＢ―102号
債務者　平澤　真一
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第５０号**
盛岡市下鹿妻字長持79番地１
債務者　宮野　公太
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部